

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 平成30年8月29日
【発行者名】 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役 関崎 司
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】 山本 亮子
【電話番号】 03-5224-3400
【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン
【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月19日付けをもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部に変更が生じたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(7)【申込期間】**

<訂正前>

平成30年7月20日から平成31年1月21日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 _____ ファンドの特色」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合、申込期間は平成30年8月30日までとなります。

<訂正後>

平成30年7月20日から平成30年8月30日まで

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

<訂正前>

(略)

ファンドの特色

(略)

〔信託終了（繰上償還）の予定について〕

当ファンドは平成18年4月25日の設定以来、イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成30年5月末時点の受益権口数が約13億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回っており、今後は効率的な運用を継続することが困難になる状況が見込まれるため、信託約款の規定に基づき信託の終了を予定しております。

<信託終了（繰上償還）の日程および手続き>

公告日	: 平成30年7月23日
異議申立て期間	: 平成30年7月23日～平成30年8月22日
信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	: 平成30年8月23日
買取請求期間	: 平成30年8月30日～平成30年9月18日
信託終了（繰上償還）予定日	: 平成30年9月28日

公告日（平成30年7月23日）現在の受益者は、異議申立て期間中に、委託会社に対し、書面により、この信託終了（繰上償還）に関する異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成30年7月23日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、平成30年9月28日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

（注）平成30年7月20日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。

信託終了（繰上償還）が行われる場合、ご解約のお申込みは平成30年9月20日まで通常通り受け付けます。

なお、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成30年7月23日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

（略）

<訂正後>

（略）

ファンドの特色

（略）

〔信託終了（繰上償還）の実施について〕

当ファンドは平成18年4月25日の設定以来、イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成30年5月末時点の受益権口数が約13億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回っており、今後は効率的な運用を継続することが困難になる状況が見込まれるため、信託約款の規定に基づき信託を終了いたします。

異議申立て期間中に、委託会社に対し、書面により、この信託終了（繰上償還）に関する異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成30年7月23日時点の受益権総口数の2分の1を超えなかったため、平成30年9月28日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

ご解約のお申込みは平成30年9月20日まで通常通り受け付けます。

（略）

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成18年4月25日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成24年2月14日 ファンドの名称を「PCAアジア・ソブリン・オープン」から「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン」に変更。マザーファンドの名称を「PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンド」から「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」に変更。
マザーファンドの投資顧問会社の商号を「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更。

<訂正後>

平成18年4月25日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成24年2月14日 ファンドの名称を「PCAアジア・ソブリン・オープン」から「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン」に変更。マザーファンドの名称を「PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンド」から「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」に変更。
マザーファンドの投資顧問会社の商号を「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更。
平成30年9月28日 信託終了（予定）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、平成18年4月25日から平成38年4月20日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。ただし、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合、信託期間は平成30年9月28日までとなります。

< 訂正後 >

信託期間は、平成18年4月25日から平成30年9月28日までとします。